

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等について（委託内容の変更）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

事業名	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業								
担当課	健康づくり課								
目 的	生活習慣病の発症及び重症化の予防								
対象者	特定健康診査を受診し、要保健指導と判定された者								
事業内容	1 概要 特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を実施している。また、特定保健指導の基準には該当しないが、生活習慣病の発症リスクを有する者に対し、平成25年度より非肥満保健指導を実施している。 特定保健指導については、医療機関に委託し（平成19年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）、特定保健指導及び非肥満保健指導は、民間事業者へ委託し、実施している（平成24年度第7回同審議会了承済み）。 また、対象者が相談しやすい環境を整え、即時に予約受付を可能とすることで利用促進につなげるため、利用勧奨についても同民間事業者へ委託して実施している（平成29年度第5回、平成30年度第6回同審議会了承済み）。 さらに、健診結果（血圧・脂質・血糖）が厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラムの受診勧奨値を超えている者に対し、受診勧奨を行えるよう、委託内容の変更を行った（平成30年度第6回同審議会了承済み）。 厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」において、保健指導の継続支援について、面接（対面、オンライン）、電話、電子メール、FAX、手紙、チャットといった、対象者への支援方法について、あらためて示された。現在は、当区の保健指導は、面接、電話、手紙、電子メールにより行っている。また、オンラインによる面接相談も行っている。 また、LGWAN回線による受渡し方法を追加することで、情報セキュリティ対策の向上や事務処理の効率化を図り、国保レセプト情報（医科、DPC及び調剤のレセプト情報）を用いた効果測定及び医療費分析を行っている。（目的外利用については、平成30年度第6回同審議会了承済み）。（レセプトデータ分析を行う国保データベース（KDB）システムの目的外利用については、平成28年第3回同審議会了承済み。）（効果測定及び医療費等の分析、対象者抽出外部結合等については、令和7年第11回同運営会議了承済み） このたび、受診勧奨通知指導を行う際の通知物印刷及び発送業務について、再委託業務を実施する。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 受診勧奨通知指導の通知物印刷及び発送業務の再委託 3 対象者数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">特定保健指導</td><td style="width: 40%;">約300名</td></tr> <tr> <td>非肥満保健指導</td><td>約100名</td></tr> <tr> <td>利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）</td><td>約2,000名</td></tr> <tr> <td>受診勧奨（特定保健指導重複者含む）</td><td>約4,700名</td></tr> </table> ※個人情報の流れは、資料24-1のとおり。	特定保健指導	約300名	非肥満保健指導	約100名	利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）	約2,000名	受診勧奨（特定保健指導重複者含む）	約4,700名
特定保健指導	約300名								
非肥満保健指導	約100名								
利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）	約2,000名								
受診勧奨（特定保健指導重複者含む）	約4,700名								

件名 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の委託について (委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が令和7年度第11回情報公開・個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業
委託先	保健指導：AL S O K あんしんケアサポート株式会社 医療機関受診勧奨：株式会社データホライゾン
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【委託先に提供する項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、保険証記号番号、人間ドック等結果、特定健康診査の受診結果(問診結果、身体測定結果、検査結果、医師判定、健康診査実施機関の番号及び名称、受診年月日)、受診番号、特定健康診査受診券整理番号、特定保健指導及び非肥満保健指導利用券整理番号、特定保健指導利用券及び非肥満保健指導利用券の有効期限、過去の特定健康診査・特定保健指導・非肥満保健指導の利用状況(利用歴及び結果)、レセプト情報 【委託先に収集させる項目】 メールアドレス(※電子メール等での支援を希望する者のみ)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のシステム、CD-R)及び紙
委託理由	厚生労働省は、特定保健指導の実施にあたり、多くの対象者に確実かつ良質なサービスを低廉に確保できるよう、外部委託を推奨している。対象者の利便性向上を図るとともに、効果的・効率的な保健指導の実施するため、支援の実施方法に電子メール、FAX、チャットを、面接相談の実施方法については、オンラインによる支援にて実施。
委託の内容	1 特定健康診査を受診し又は人間ドック等結果を提出し、保健指導を必要と区が判断した対象者に対し、保健指導の実施及び保健指導への利用勧奨を行う。また、健診結果(血圧・脂質・血糖)が受診勧奨値を超えている者には医療機関への受診勧奨を行う。 2 保健指導の実施方法は、面接相談(対面、オンライン)、電話相談、手紙、電子メール、FAX、チャットにより行う。 3 利用勧奨の実施方法は、対象者に対して「利用案内」及び「健康診査の受診結果」の送付及び電話により行う。 4 受診勧奨の実施方法は、対象者に対して、電話及び文書により行う。 5 保健指導、利用勧奨及び受診勧奨の実施の結果については、電磁的に作成し、当該作成したものにより区へ報告する。 6 通知文書の作成及び発送【再委託】 7 効果測定及び医療費等分析の実施・対象者抽出
委託の開始時期及び期限	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

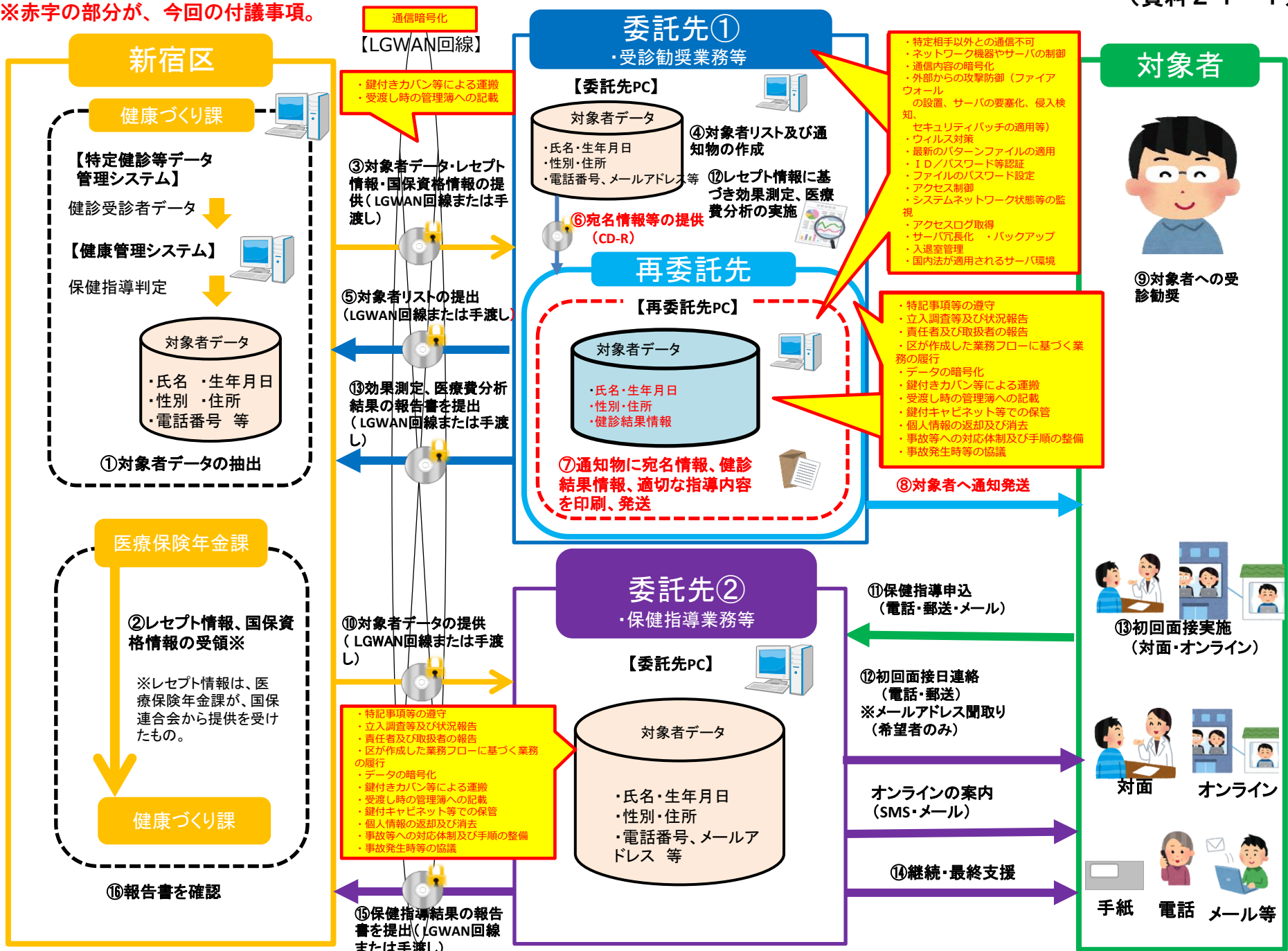
件名 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の再委託について

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業
再委託先	株式会社ユニバーサルポスト
再委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	住所、氏名（カナ・漢字）、受診番号、通し番号、性別、特定健康診査の受診結果
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（再委託先 PC、CD-R）
再委託理由	区の指定期間内に、ナッジ理論等を活用した適切な受診勧奨通知物を大量に印刷を行うとともに、郵便局からの条件に合致した正確な発送業務を実施する。
再委託の内容	受診勧奨通知物の印刷及び発送
再委託の開始時期及び期限	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

【特定保健指導・非肥満保健指導等における個人情報の流れ】

(資料24-1)

※赤字の部分が、今回の付議事項。



5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。